

第4回 定例農業委員会議事録

令和5年11月6日（月）午後2時00分より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
		9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	春日井 忠
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
		14	吉田 幹夫		

欠席委員（2名）

2	佐竹 静				
7	柳瀬 美穂				

その他の出席者（4名）

安藤事務局長		小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人1名

議案

議案第585号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第586号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第587号 買受適格証明願について

報告第3号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第4回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、6番 吉田 和郎委員、15番 桐山委員の
両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第585号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第585号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま
す。

1番、所有権移転によります、田、2,380㎡でございます。取得
後も水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用され
るものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、225㎡でございます。取得後は
野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される
ものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、119㎡でございます。取得後は
野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される
ものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、5,345㎡でご
ざいます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も
効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

吉田委員

4番の案件について質問します。
譲受人は、取得する農地の所在地と少し離れた住所となっているよう

に思えるが、どのような方が取得されるのですか。

堀主幹 譲受人の親が認定農業者で、当該譲受人も農業に常時従事されており、取得後も効率的に利用されるものと認められる方です。

吉田委員 理解しました。

議長 その他、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

堀主幹 議案第586号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

議案第586号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、4件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、59㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、使用貸借権によります、田、16㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、田、45㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

4番、所有権移転によります、畑、401㎡で、貸資材置場でござい

ます。農地の区分は、4 m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ500 m以内に2以上の教育施設、医療施設が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

〔特になし〕

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第587号 買受適格証明願（農地法3条）について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第587号 買受適格証明願（農地法3条）について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

買受適格証明願については、1件申請されています。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願いが出ているものでございます。

農地法第3条関係の買受適格証明願は、農地の取得であり、内容は農地法3条の許可と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第3条の許可申請をしていただくこととなります。

1番、所有権移転によります、田、890㎡でございます。取得後も水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第4号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 　　報告第4号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、3筆合わせて、909㎡で、共同住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、20件申請されています。

2番、所有権移転によります、畑、274㎡で、建設業駐車場・資材置場でございます。

3番、所有権移転によります、田、515㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、633㎡で、貸資材置場でございます。

3ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1,242㎡で、一般個人住宅(庭・駐車場)でございます。

- 6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,202㎡で、共同住宅でございます。
- 7番、所有権移転によります、田、621㎡で、運送業駐車場でございます。
- 8番、所有権移転によります、田、416㎡で、一般個人住宅でございます。
- 9番、所有権移転によります、田、232㎡で、一般個人住宅でございます。
- 10番、所有権移転によります、田、391㎡で一般個人住宅でございます。
- 11番、所有権移転によります、畑、413㎡で、一般個人住宅でございます。
- 12番、所有権移転によります、田、192㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

- 13番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,980㎡で、宅地分譲でございます。
- 14番、所有権移転によります、田、548㎡で、分譲住宅でございます。
- 15番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、300㎡で、分譲住宅でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、940㎡で、製造業駐車場でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、22㎡で、分譲宅地でございます。
- 18番、所有権移転によります、田、552㎡で、一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

- 19番、賃貸借権によります、田、1,454㎡の内、727㎡で、水道業資材置場でございます。一時転用による貸借期限は、令和5年12月31日でございます。
- 20番、使用貸借権によります、田、433㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、1, 204㎡で長屋住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

22番、田、2筆合わせて、499㎡でございます。

23番、田、584㎡でございます。

24番、畑、327㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、14件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

25番、田、845㎡でございます。

26番、田、5筆合わせて、1, 296㎡でございます。

6ページをお願いします。

27番、田、589㎡でございます。

28番、田、1, 494㎡でございます。

29番、田、243㎡でございます。

30番、田、486㎡でございます。

- 31番、田、1, 077 m²でございます。
32番、田、宅地（現況：田）、畑、16筆合わせて、
4, 438. 04 m²でございます。
33番、田、畑、6筆合わせて、3, 221 m²でございます。

7ページをお願いします。

- 34番、畑、309 m²でございます。
35番、田、3筆合わせて、3, 370 m²でございます。
36番、畑、195 m²でございます。
37番、田、畑、11筆合わせて、7, 565 m²でございます。
38番、田、2筆合わせて、990 m²でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。
事業計画書については、1件申請されています。

電気事業者が送電用若しくは配電用の施設、若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路の敷地に供するために農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

- 39番、賃貸借権によります、田、585 m²のうち、240 m²で、鉄塔建設用地の地質調査でございます。
転用に係る期間は、令和5年11月7日から令和5年11月30日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時25分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年12月5日

議長

岩井豊太郎

議事録署名者

吉田和郎

議事録署名者

棚山文子

